出したエクスポージャーの額（デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

⑶　レポ形式の取引に関する額（レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）の合計額をいう。）

⑷　オフ・バランス取引（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く。）に関する額（取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう。）

ロ　金融機関等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

⑴　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

⑵　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニにおいて同じ。）の保有額

⑶　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

⑷　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（ハ及びチにおいて「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る。）

ハ　金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

⑴　金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

⑵　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

⑶　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る。）

ニ　発行済の有価証券の残高

ホ　直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

ヘ　信託財産及びこれに類する資産の残高

ていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

⑴　地域別

⑵　業種別又は取引相手の別

ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第六十条第二項第二号、第百六十条第二項第二号及び第二百三十条第一項（自己資本比率告示第百六条、第百八条及び第百十七条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百三十四条第三項及び第五項並びに第百四十八条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

⑴　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、ＬＧＤの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のＥＡＤの推計値及びオフ・バランス資産項目のＥＡＤの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

⑵　ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

⑶　居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー　次のⓘ又はⓘⓘのいずれかの事項

ⓘ　プール単位でのＰＤの推計値、ＬＧＤの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のＥＡＤの推計値、オフ・バランス資産項目のＥＡＤの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値

ⓘⓘ　適切な数のＥＬ区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析

リ　内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析